

函館市津波避難計画（案）

（平成25年2月28日作成）

【令和4年(2022年) 月修正】

函 館 市

目 次

第1章 総 則

- 1 目 的 1
- 2 津波浸水想定等..... 1

第2章 避難計画

- 1 用語の意義 1
- 2 避難経路 1
- 3 避難方法 2
- 4 避難対象地域別の避難困難地域および避難場所 2
- 5 避難確保計画の作成等..... 8

第3章 初動体制

- 1 災害対策本部の設置 9
- 2 災害対策本部の体制 9
- 3 津波情報の収集・伝達 10

第4章 避難情報の発令

- 1 発令基準 10
- 2 伝達方法 10
- 3 津波注意報への対応 11

第5章 津波対策の教育・啓発

- 1 市民の意識啓発 11
- 2 学校における安全教育 11

第6章 津波避難訓練の実施 11

第7章 その他の留意点

- 1 観光客等への周知 12
- 2 避難行動要支援者の避難対策..... 12
- 3 市民等が行う避難対策 12

第1章 総則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から24時間（1日）を対象として、その間の避難対策を定めることにより、市民等の生命、身体的安全確保を図ることを目的とする。

2 津波浸水想定等

この計画の基となる浸水区域、浸水深、津波到達時間は、北海道から令和3年（2021年）7月に示された発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波浸水想定によるものとし、避難の基準は、北海道から令和4年（2022年）2月に示された、津波の浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の水位上昇を加えた水位である基準水位とする。

第2章 避難計画

1 用語の意義

(1) 避難対象地域

街区や集落を基本として、津波浸水区域をすべて包含するよう地形・地物を考慮して定めた津波が発生した場合に避難が必要な地域をいう。

(2) 避難困難地域

避難対象地域のうち、一定の時間に避難対象地域の外まで徒歩で避難することが困難な地域をいう。

(3) 指定緊急避難場所

ア 緊急避難所（災害種別：津波）

災害（津波）の危険から市民等が一時回避するための施設をいう。

イ 津波避難ビル

津波の危険から避難するための立ち退きが困難な地域（避難困難地域等）に居住または滞在する市民等が、一時退避するための建物であって、避難対象地域内にあり、基準水位以上の高さに避難スペースがあるものをいう。

ウ 緊急避難地（災害種別：津波）

災害（津波）の危険から市民等が一時回避するための場所（公園、緑地、広場など）をいう。

2 避難経路

自宅や職場などから避難場所まで、迅速かつ安全に避難するため、公共道路を基本とし、市民等が自らあらかじめ避難経路を設定する。

ただし、津波発生時の様々な状況を想定し、公共道路を利用することが困難な場合については、急傾斜地崩壊防止対策事業や治山事業の管理用通路のほか、私道等も利用して避難する。

また、市は利用可能な通路の情報を市民等に提供する。

3 避難方法

避難行動は徒歩避難を基本とする。ただし、指定緊急避難場所までの距離が相当程度長い場合や徒歩で避難することが困難な場合は、自動車での避難を認めるものとする。

4 避難対象地域別の避難困難地域および避難場所

避難対象地域および避難困難地域は次表のとおりとし、避難場所は地域別に設定した次表を基本とする。

本庁・湯川支所・銭亀沢支所・亀田支所管内

避難対象地域			指定緊急避難場所	
町 名	住 所	うち避難困難地域		
入 舟 町	全域	—	【緊急避難所】 ・弥生小学校 ・函館西高等学校 ・青柳中学校 ・青柳小学校 ・青少年研修センター	【津波避難ビル】 ・ヴィラコンコルディア ・アクロス十字街 ・道営住宅高田屋通団地1号棟 ・道営住宅であえーる大森浜団地A棟 ・道営住宅であえーる大森浜団地B棟 ・市営豊川改良団地 ・市営豊川特定公共賃貸住宅 ・豊川コモンズ ・ラピスタ函館ベイ ・メゾン・プレジデント ・ホテル東横イン函館駅前朝市 ・市営旭町団地 ・道営住宅旭森団地1号棟
弁 天 町	全域	—		
大 町	全域	—		
末 広 町	全域	—		
元 町	27 番	—		
青 柳 町	18,26,27,34,35, 37～40 番	—		
谷 地 頭 町	6～15, 20～28, 31～36 番	—		
住 吉 町	2,4～16 番	—		
宝 来 町	2～34 番	—		
東 川 町	全域	全域		
豊 川 町	全域	4～24 番		
大 手 町	全域	全域		
栄 町	全域	全域		
旭 町	全域	全域		

避難対象地域			指定緊急避難場所	
町 名	住 所	うち避難困難地域		
東 雲 町	全域	全域	【緊急避難所】 ・中島小学校 ・函館中部高等学校 ・遺愛アリーナ ・函館大学付属柏稜高等学校 【緊急避難地】 ・千代台公園 ・梁川公園	【津波避難ビル】 ・函館市役所 ・あさひ小学校 ・ホテル函館ロイヤル ・ホテルパコ函館 ・ホテル東横イン函館大門 ・フォーポイントバイシェラトン函館 ・コンフォートホテル函館 ・JR イン函館 ・ラ・ジェント・ステイ函館 ・ホテルグランティア函館駅前 ・総合福祉センター ・函館中央郵便局 ・中部小学校 ・函館パークホテル ・函館地方裁判所 ・函館港湾合同庁舎 ・北星小学校 ・ビジネスホテルよしずみ新館 ・市営松川団地1 ・市営松川団地2 ・市営松川団地3 ・市営松川改良団地 ・アートビュー千歳 ・巴中学校 ・大森浜小学校 ・日乃出地区改良住宅1号棟 ・日乃出地区改良住宅2号棟
大 森 町	全域	全域		
松 風 町	全域	全域		
若 松 町	全域	全域		
千 歳 町	全域	全域		
新 川 町	全域	全域		
上 新 川 町	全域	2～18 番		
海 岸 町	全域	全域		
大 縄 町	全域	全域		
松 川 町	全域	2～20,29～44 番		
中 島 町	全域	1,2,14,17,18 番		
千 代 台 町	1～6,12,13,22 番	—		
堀 川 町	全域	1～16,23～26 番		
高 盛 町	全域	全域		
宇 賀 浦 町	全域	全域		
日 乃 出 町	全域	1～14,18,22～24,26 番		
梁 川 町	1,6～11,15 番	—		
人 見 町	1,2,13,14,26 番	—		
的 場 町	1～12,17～26 番	1 番		
金 堀 町	全域	1,2,7～9 番		
乃 木 町	1,9,10 番	—		

避難対象地域			指定緊急避難場所	
町 名	住 所	うち避難困難地域		
万 代 町	全域	全域	【緊急避難所】 ・千代田小学校 ・亀田小学校 ・五稜郭中学校 ・昭和小学校 ・函館商業高等学校 ・北昭和小学校	【津波避難ビル】 ・シャトーム万代町 ・真宗大谷派萬年寺 ・北海道ガス株式会社函館支店 ・ハイツチャフル ・北海道開発局函館開発建設部 ・北海道教育大学函館校 ・八幡小学校 ・ボヌール・ピエス ・万年橋小学校 ・シャトーム吉川町 ・下宿喜多家 ・ホールスターショッピングセンター（屋上駐車場） ・スーパーアークス港町店（屋上駐車場） ・ネクストⅢ ・ベイサーージュ港町 ・パルティール港町 ・クレール港町 ・パークサイドブライトネス ・ファーストレジデンス ・港小学校 ・エッセーナ港町 ・市営港2丁目団地1号棟 ・市営港2丁目団地2号棟 ・港中学校 ・北海道大学水産学部管理研究棟 ・北海道大学水産学部実験棟 ・市営港3丁目B団地 ・市営港3丁目改良団地
浅 野 町	全域	全域		
宮 前 町	全域	4～29,34 番		
大 川 町	全域	3～5 番		
白 鳥 町	1～13,15～21 番	—		
田 家 町	15,16 番	—		
八 幡 町	全域	1～17,21,22 番		
亀 田 町	全域	全域		
吉 川 町	全域	全域		
北 浜 町	全域	全域		
追 分 町	全域	全域		
亀 田 本 町	1,3,5,7,16, 34～65 番	56,57,62,63,65 番		
亀 田 港 町	全域	1～11,17～25, 29～44,46～63 番		
港 町 1 丁 目	全域	全域		
港 町 2 丁 目	全域	全域		
港 町 3 丁 目	全域	全域		
西 桔 梗 町	1,2,6～12,112,213, 218～254,265～277, 284,295～302, 321～330,346～362, 376～392,410,443 ～552,765～789, 818～865 番地	213,218,222,225,232, 246,467,468,781,850, 851,860 番地		
昭 和 4 丁 目	1～14,43,60 番	—		
昭 和 町	1,3,4,12,13,16,17, 20～83 番地	22,27,76～82 番地		

避難対象地域			指定緊急避難場所	
町 名	住 所	うち避難困難地域		
駒 場 町	12 番	—	【緊急避難所】 ・駒場小学校 ・深堀小学校 ・湯川中学校 ・函館大学付属有斗高等学校 ・函館工業高等専門学校 ・戸倉中学校 【緊急避難地】 ・函館競輪場駐車場 ・坂の上公園	【津波避難ビル】 ・深堀中学校 ・函館アリーナ ・函館湯の川温泉平成館海羊亭 ・望楼NOGUCHI函館 ・函館湯の川温泉湯元啄木亭 ・函館市民会館 ・湯川小学校 ・函館湯の川温泉海と灯 ・イマジン・ホテル&リゾート
広 野 町	全域	1～4 番		
湯 浜 町	全域	1,11～13 番		
深 堀 町	14,24～35,39 番	—		
湯川町1丁目	全域	1～3,5～10 番		
湯川町2丁目	1～29,32,33,42 番	1～5 番		
湯川町3丁目	全域	2,9 番		
戸 倉 町	35,37 番 130,132,134,139,140, 143,144～149,182, 183,206,245～290, 302,312～325 番地	—		
榎 本 町	6～18,20～22 番	—		
花 園 町	7,8 番	—		
高 松 町	1～5,27～65,106, 107,132,133,146,151 ～153,161,167～186, 236,337,339 番地	—	【緊急避難所】 ・上湯川小学校 ・志海苔町会館 ・銭亀沢小学校 ・函館共働宿泊所救護部 ・希望ヶ丘学園 【緊急避難地】 ・白石公園 ・もと石崎小学校グラウンド	【津波避難ビル】 ・銭亀沢中学校
根 崎 町	4,5,6,10,11,26～427, 471～549,559～637 番地	—		
志 海 苔 町	1～291,312,313,317, 322,326,327,337,366,367, 370～375,381～428, 455,471,474,477番地	—		
瀬 戸 川 町	12 番地	—		
赤 坂 町	1,2,4 番地	—		
銭 亀 町	1～203,229,235～242, 259～265,290,310,312, 315,324～327, 332～337 番地	—		
新 湊 町	1,2,6～154,165～248, 253,277,295～307, 323～339 番地	—		
石 倉 町	38～57,67,84～111, 121～132,155 番地	—		
古 川 町	1～397,455～508, 537 番地	—		
東 畑 町	1,3 番地	—		
豊 原 町	1～72,87,99～140, 148,296～312 番地	—		
石 崎 町	1～427,445,446,465 ～699,713～798番地	—		
鶴 野 町	143 番地	—		
白 石 町	54～59 番地	—		

戸井支所管内

避難対象地域			指定緊急避難場所	
町 名	住 所	うち避難困難地域		
小 安 町	1～515,712～714, 773,787,839～843, 896～902,967～ 1028,1056～ 1077 番地	—	【緊急避難所】 ・小安中央会館 ・戸井西部総合センター ・戸井幼稚園 ・戸井学園 ・元汐首西会館 ・瀬田来会館	【緊急避難地】 ・もと戸井西小学校グラウンド ・瀬田来神社境内 ・瀬田来町 26 番地裏 高台 （退避スペース） ・弁才町 3 番地 高台 （退避スペース） ・もと日新中学校グラウンド ・宮川神社境内 ・泊町 16 番地裏 高台 （市道泊・館町線） ・新二見町 12 番地裏 高台 （憩いの丘公園） ・原木町 8 番地裏 高台 （戸井オートキャンプ場） ・原木町 200 番地裏 高台 （退避スペース）
釜 谷 町	1～219,254～275, 300～419,687,689, 729～758 番地	—		
汐 首 町	1～303,350～362, 381～447,697～ 773 番地	1～303,350～362, 381～447,697～ 773 番地		
瀬 田 来 町	1,9～212,243,245, 279,280,298～302, 314～317,359,373～ 375,385,399～466, 722,799～879 番地	1,9～27,105～212, 243～245,419～433, 449～466,722,803 ～832,855,865,866, 868,870,877～879 番地		
弁 才 町	1～390,434～475 番地	1～390,434～475 番地		
泊 町	1～108,197～226 番地	1～108,197～226 番地		
館 町	3～61,72～96,100 ～111,244,246 番地	3～61,72～96,100 ～111,244,246 番地		
浜 町	1～76,105～624, 708～769,860～868, 1030～1135 番地	1～76,105～624, 708～769,860～868, 1030～1135 番地		
新 二 見 町	1～137,264～311 番地	1～137,264～311 番地		
原 木 町	1～309,473～561 番地	1～309,473～561 番地		

恵山支所管内

避難対象地域			指定緊急避難場所	
町 名	住 所	うち避難困難地域		
日 浦 町	1～202,215,225,234, 235,245～272,321～ 338,519～584 番地	1～202,215,225,234, 235,245～272,321～ 338,519～584 番地	【緊急避難所】 ・高岸寺 ・尻岸内八幡神社 ・尻岸内会館	【緊急避難地】 ・日浦町 90 番地裏 高台 （退避スペース） ・豊浦町 18 番地裏 高台 （市道豊浦線） ・中浜町 113 番地裏 高台 （退避スペース） ・女那川町 52 番地裏 高台 （退避スペース） ・女那川町 85 番地裏 高台 （退避スペース） ・女那川町 91 番地裏 高台 （退避スペース）
豊 浦 町	1～140,206,208, 343～361 番地	1～4,361 番地		
大 洞 町	1～121,162,164,195, 200～243,341～374 番地	—		
中 浜 町	1～85,92～127, 167～182 番地	24～79,93～119,127, 167,171～173,178～ 182 番地		
女 那 川 町	1～235,257,266,267, 275,302～368, 336～355,407～499 番地	1～235,257,266,267, 275,302～368, 336～355,407～499 番地		
川 上 町	50～54,359～737 番地	50～54,359～737 番地		
高 岱 町	30～49,71～98, 168,449～479 番地	30～49,71～98, 168,449～479 番地	【緊急避難所】 ・恵山クリーンセンター ・高聖寺 ・恵山中学校 ・豊国寺 ・禅龍寺 ・恵山市民センター	【緊急避難地】 ・恵山町 635 番地裏 高台 （市道中野桑原 2 号線） ・御崎町 130 番地裏 高台 （退避スペース）
日 ノ 浜 町	1～101,114,135～ 171,187,188, 211～243 番地	1～62,149～171,187, 211～225,243 番地		
古 武 井 町	1～217,227～254, 276,295,302～312, 340～422 番地	38～217,276,295, 302～312,340～343, 361～422 番地		
恵 山 町	1～251,263,266,268, 269,281～313,331, 351～362,397～407, 430～435,476～483, 561～575,588,589, 621～632,647～702, 728～768 番地	1～26,203～251,263, 266,268,269,281,561 ～575,588,589,621～ 632,647～674, 732～768 番地		
御 崎 町	1,7,9,11,17,22～106, 178,179,185～204, 213,217,227～308, 319～387 番地	1,7,9,11,17,22～106, 178,179,185～204, 213,217,227～308, 319～387 番地		

楳法華支所管内

避難対象地域			指定緊急避難場所	
町 名	住 所	うち避難困難地域		
恵 山 岬 町	1～4,80～101 番地	1～3,99～101 番地	【緊急避難所】 ・ホテル恵風 ・楳法華小学校 ・楳法華総合センター	【緊急避難地】 ・元村町 32 番地裏 高台 （退避スペース） ・富浦町 126 番地裏 高台 （退避スペース） ・銚子町 94 番地裏 高台 （退避スペース）
元 村 町	1,2,5,6,8～140, 150～163 番地	1,2,5,6,8～140, 150～163 番地		
富 浦 町	1～179 番地	5～173 番地		
島 泊 町	1～46 番地	—		
新 八 幡 町	1～52 番地	—		
新 浜 町	1～155,195～198 番地	1～16,114～122 番地		
銚 子 町	10～95,123,126, 137～156 番地	10～95,123,126, 137～156 番地		

南茅部支所管内

避難対象地域			指定緊急避難場所	
町 名	住 所	うち避難困難地域		
古 部 町	2,9,18,20～80, 87～108,158,163,393 402～431 番地	2,9,18,20～80, 87～108,158,163,393 402～431 番地	【緊急避難所】 ・南茅部小学校 ・南茅部プール ・南茅部総合センター ・南茅部高等学校	【緊急避難地】 ・古部町 423 番地裏 高台 (退避スペース) ・尾札部町 28 番地裏 高台 (見日林道) ・尾札部町 119 番地裏 高台 (見日林道) ・旧町民の庭 ・南茅部運動広場
木 直 町	1～667,680～780, 795,810～819,851 ～853,884～886,921, 936,1371～1415, 1438,1451～1461 番地	1～667,680～780, 795,810～819,851 ～853,884～886,921, 936,1371～1415, 1438,1451～1461 番地		
尾 札 部 町	1～1433,1450～ 1476,1510～1582, 1945～2093,2538, 2572～2919 番地	1～821,974～1579, 1945～2093,2538, 2572～2919 番地		
川 汲 町	2～687,695～707, 720～847,861～931, 945～1152,1391, 1398～1401,2025～ 2036,2057～2081, 2104～2117 番地	7,10～352,363～375, 520～522,534～677, 682,811,812,821～ 1077,1103～1120, 1131,2025,2026,2036, 2057,2060,2074,2081, 2104～2117 番地		
安 浦 町	1～350,561 番地	1～350,561 番地		
臼 尻 町	1～294,302～305, 311～314,320～323, 333～376,394～405, 421～429,445～460, 471～499,727～781 番地	1～199,204～208, 368～376,394～405, 421～499,731,734, 740,746～748, 751～776 番地	【緊急避難所】 ・南茅部スポーツセンター ・臼尻中学校 ・南かやべ保養センター	【緊急避難地】 ・安浦稲荷神社境内 ・もと臼尻小学校グラウンド ・臼尻町 60 番地裏 高台 (尾札部バイパス) ・豊崎町 79 番地裏 高台 (退避スペース) ・大船町 239 番地裏 高台 (市道大船高台 1 号線) ・大船町 844 番地裏 高台 ・緑地広場
豊 崎 町	1～203,228～298, 310,311,356, 480～505 番地	13,15～172, 228～298,356, 480～505 番地		
大 船 町	1～426,520,565, 602,844～857 番地	20,21,25～426,520, 565,844～857 番地		
双 見 町	1～331 番地	1～331 番地		
岩 戸 町	1～226,275～304 番地	1～226,275～304 番地		

※避難困難地域は避難対象地域の外まで徒歩で避難する距離が 450m 以上の地域

【避難距離】＝歩行速度 0.5m/秒 × (津波到達時間 26 分－避難開始までの時間 10 分)＝480m≒450m

- ・歩行速度は、北海道津波避難計画策定指針の歩行困難者、身体障がい者などの 0.5m/秒
- ・津波到達時間は第 1 波到達が最も短い恵山岬付近の 26 分
- ・避難開始までの時間は北海道津波避難計画策定指針の 5 分にさらに 5 分を追加した 10 分

5 避難確保計画の作成等

警戒避難体制の整備を行う区域として北海道から指定された津波災害警戒区域（津波浸水が想定されている区域と同じ）においては、社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成や訓練の実施を促進する。

第3章 初動体制

1 災害対策本部の設置

太平洋沿岸西部に津波警報、大津波警報が発表された場合、市総合保健センターに災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の体制

(1) 参集体制

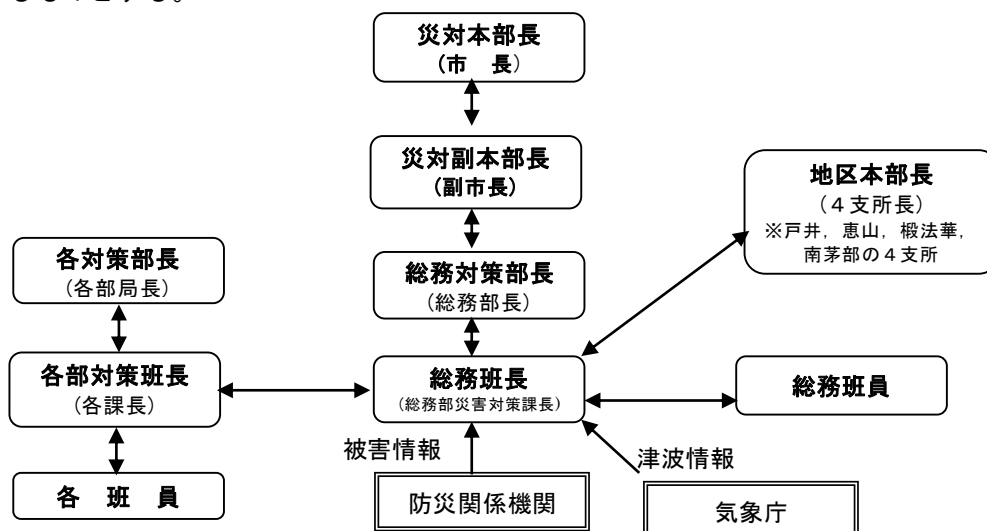
職員の参集体制は次表のとおりとする。

参集体制	基 準	必要対策部
第1 非常配備	太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合	関係対策部（災害時活動要領に基づく第1 非常配備職員）
第2 非常配備	太平洋沿岸西部に津波警報または大津波警報が発表された場合	全対策部（災害時活動要領に基づく第2 非常配備職員）
第3 非常配備	被害が発生した場合	全対策部（災害時活動要領に基づく第3 非常配備職員）

(2) 連絡体制

連絡体制は下図のとおりとし、各対策部長および地区本部長は、職員を動員・配備したときは各部対策班長を通じ総務班長へ連絡するものとし、総務班長は状況を取りまとめ、総務対策部長を通じ、速やかに災害対策本部長（以下「災対本部長」）、災害対策副本部長（以下「災対副本部長」）に報告するものとする。

また、災害時活動要領に基づく配置先への参集が困難な職員は、災害対策本部や最寄りの支所、もしくは避難場所などへ自主参集することとし、その旨を各部対策班長に速やかに報告するものとする。



(3) 勤務時間外における職員の行動

休日などの勤務時間外においては、職員自ら、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、北海道防災情報メールなど多様な手段により津波注意報、津波警報、大津波警報を覚知し、必要に応じて災害時活動要領に基づく配置先へ自主参集することを基本とする。

ただし、災害時活動要領に基づく配置先への参集が困難な職員は、災害対策本部や最寄りの支所、もしくは避難場所などへ自主参集する。

3 津波情報の収集・伝達

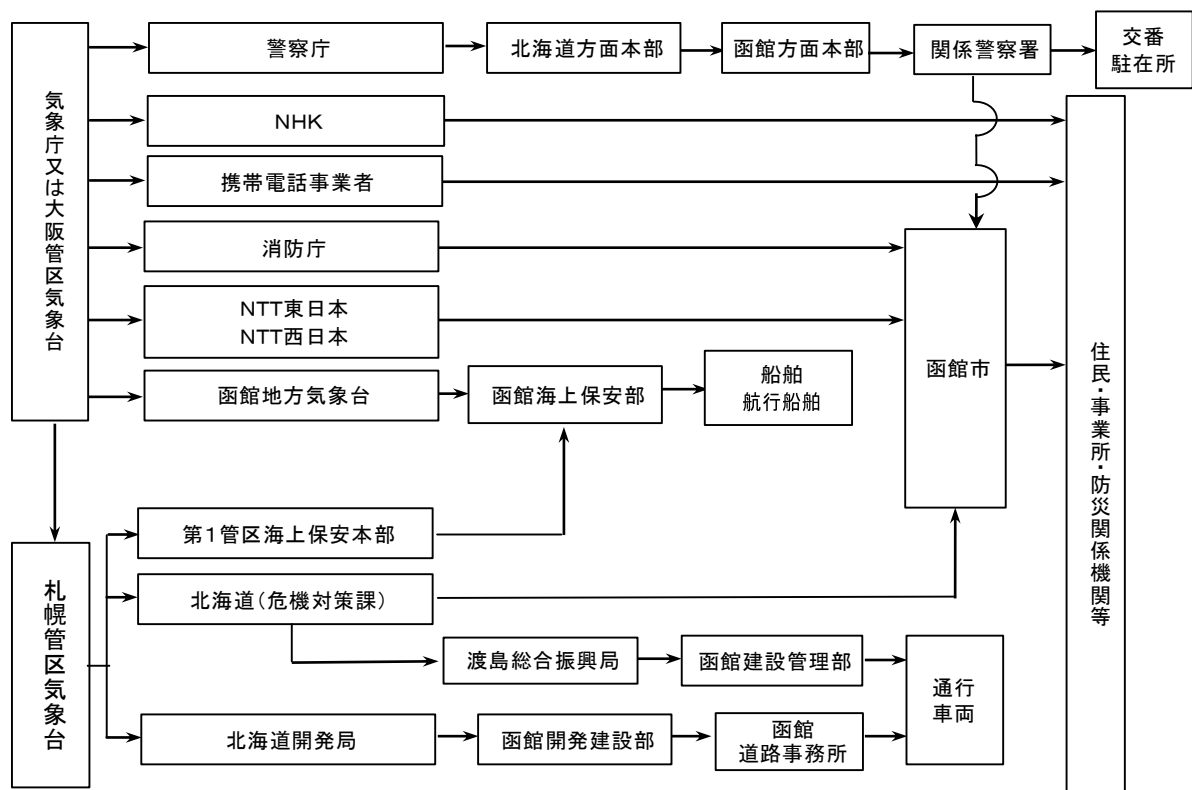
(1) 津波情報の収集

津波警報等が発表された場合、気象庁が発表する次表の津波情報を早期に収集するほか、安全な場所から海面監視を行う。

津波情報
・ 津波到達予想時刻・予測される津波の高さに関する情報
・ 各地の満潮時刻、津波到達予想時刻に関する情報
・ 津波観測に関する情報
・ 沖合の津波観測に関する情報
・ 津波に関するその他の情報

(2) 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統は以下のとおりとし、市民等へは防災行政無線やメールなどにより津波情報を伝達する。



第4章 避難情報の発令

1 発令基準

太平洋沿岸西部に津波警報または大津波警報が発表された場合、避難対象地域に避難指示を発令する。

2 伝達方法

(1) 発令時期

避難情報の発令については津波警報、大津波警報が発表された後、直ちに行う。

(2) 伝達方法

市民等への避難情報の伝達方法は次表のとおりとし、次に掲げる複数の手段を有機的に組み合わせ実施する。

避難情報等の 伝達手段	詳 細
テレビ・ラジオの放送による伝達	各報道機関の協力を得て、市民に伝達する。
メールサービスによる伝達	函館市ＡＮＳＩＮメールや携帯電話事業者が行う緊急速報メール配信サービスにより伝達する。
FAXによる伝達	BizFAX（ＮＴＴコミュニケーションズが提供するインターネットFAX）により伝達する。
防災行政無線設備による伝達	防災行政無線設備からの放送により伝達する。
市等のホームページによる伝達	市等のホームページへの掲載により伝達する。
広報車による伝達	広報車および消防車両により伝達する。また、必要があるときは、警察等の出動を要請し伝達する。
電話による伝達	電話を通じ、住民組織、官公署、事業所等に伝達する。
ツイッターによる伝達	翻訳機能を有するツイッターにより伝達する。

3 津波注意報への対応

津波注意報が発表された場合、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に移動するよう、市民等へ注意喚起する。

第5章 津波対策の教育・啓発

1 市民の意識啓発

津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、直ちに避難するという意識を市民一人ひとりが自覚するよう、津波ハザードマップの配布、防災リーダーの養成、各種標識の設置などにより、津波に対する知識や避難意識の啓発に努める。

2 学校における安全教育

学校においては、津波に対し、児童生徒自らが危険を予測し、回避するための知識習得と的確に判断して迅速な避難行動ができるよう、安全教育の充実を図る。

また、地域の実態を踏まえ、津波を想定した基礎的な避難訓練のほか、より実践的な訓練の実施に努める。

第6章 津波避難訓練の実施

防災総合訓練の内容として、地域住民が自宅から避難所まで避難する行動や避難所運営のための自助・共助訓練を実践的に行うほか、自主防災組織などが地域で行う津波避難訓練の促進を図る。

第7章 その他の留意点

1 観光客等への周知

観光案内所やホテルなどの施設に津波ハザードマップを配置するほか、観光地等に外国人観光客にも配慮した多言語表記の津波ハザードマップ標識を設置するなど、避難対象地域や避難場所といった津波避難対策の周知を図るとともに、関係団体と連携し、観光客等の避難対策に努める。

2 避難行動要支援者の避難対策

別に定める避難行動要支援者支援計画に基づき、地域が市と連携して避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、避難行動要支援者の津波避難対策を図る。

3 市民等が行う避難対策

(1) 災害時のための備え

- ・ 避難対象地域の把握をしておく。
- ・ 避難場所や避難経路の把握をしておく。
- ・ 家族が離ればなれになった場合の安否確認の方法や集合場所を決めておく。
(伝言ダイヤルの使用や避難所の確認など)
- ・ 家族にとって必要な非常持出品を備えておく。
(非常食、ミルク、おむつ、常備薬、毛布、眼鏡など)

(2) 津波発生時の情報収集

- ・ テレビ・ラジオで情報収集する。
- ・ 函館市 ANSIN メールや緊急速報メールで情報収集する。
- ・ 防災行政無線で情報収集する。
- ・ 函館市防災情報ホームページで情報収集する。

(3) 津波発生時の避難行動

- ・ 海岸から離れながら避難場所へ避難する。
- ・ 原則として車での避難はしない。
- ・ 自ら率先して避難する。
- ・ 警報が解除するまで避難対象地域へ戻らない。

